

職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第24号

職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当の支給に関する規則（昭和46年上越市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「を経て市長」を「（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）」に、「同条例同条同項」を「同項」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 第17条第1項第3号又は第4号の職員たる要件を欠くに至った場合

第4条中「市長」を「任命権者」に改め、「提示」の次に「又は第17条第1号第3号若しくは第4号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出」を加える。

第5条中「交通機関」を「交通機関等」に改める。

第6条の見出し中「交通機関」を「普通交通機関等」に改め、同条中「交通機関」を「普通交通機関等（条例第13条第4項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「交通機関」を「普通交通機関等」に改め、同項第1号中「交通機関」を「普通交通機関等」に、「第13条第6項」を「第13条第9項」に改め、同項第2号及び第3号中「交通機関」を「普通交通機関等」に改め、同条第2項中「交通機関」を「普通交通機関等」に改める。

第10条第1号中「交通機関」を「普通交通機関等」に改め、「（同項第1号に規定する1月当たりの運賃等相当額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第2号中「1月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては）」に、「3,000円」を「同条第2項第2号に定める額」に、「条例第13条第2項第1号」を「同項第1号」に改め、同条第3号中「3,000円未満」を「同条第2項第2号に定める額未満」に、「1月当たり3,000円」を「同項第2号に定める額」に改める。

第10条の2第2号中「交通機関」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に改める。

第15条を第25条とし、第14条を第24条とし、第13条を第23条とする。

第12条の4第1項中「第12条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条を第22条とする。

第12条の3第1項中「第13条第6項」を「第13条第9項」に改め、「各号に掲げる」の次に「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の」を加え、同項第1号中「交通機関」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に改め、同号アに次のただし書を加える。

ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

第12条の3第1項第2号中「交通機関又は」を「普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等又は」に、「市長の定める交通機関」を「市長の定める普通交通機関等」に改め、同条第2項中「交通機関」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に改め、同条を第21条とする。

第12条の2第1項中「第13条第5項」を「第13条第8項」に、同項第3号中「第12条の4第2項」を「第22条第2項」に改め、同条第2項中「交通機関に係る通勤手当に係る」を削り、「第13条第5項」を「第13条第8項」に改め、同項第1号中「運賃等相当額等（第10条第1号に掲げる職員にあつては、1月当たりの運賃等相当額及び条例第13条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が5万5,000円」を「通勤手当算出基礎額が15万円」に改め、同号ア中「当該事由に係る交通機関」を「当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に、「運賃等相当額等」を「通勤手当算出基礎額」に、「5万5,000円」を「15万円」に、「全ての交通機関」を「全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等」に、「運賃等」を「運賃等及び特別料金等」に改め、同項第2号中「運賃等相当額等が5万5,000円」を「通勤手当算出基礎額が15万円」に改め、同号ア中「イ及びウ」を「イ」に、「5万5,000円」を「15万円」に、「支給単位期間」を「支給単位期間等」に、「交通機関」を「普通交通機関等及び新幹線鉄道等」に改め、「払戻金相当額」の次に「の合計額並びに市長の定める額の合計額」を加え、同号イを削り、同号ウをイとし、同条第3項中「第13条第5項」を「第13条第8項」に改め、「同一であるときは、」の次に「市長の定めるところにより」を加え、同条を第20条とする。

第12条を第19条とする。

第11条の2第1項中「第4項各号に掲げる」を「第4項に規定する」に、「同項各号」を「同項」に、「及び第13条」を「、第20条第2項第2号及び第23条」に改め、同条

第2項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が上越市の休日を定める条例（平成元年上越市条例第29号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い週休日ではない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 条例第13条第7項の規則で定める通勤手当は、1月当たりの運賃等相当額等（第10条第3号に係る職員に係るものを除く。）、条例第13条第2項第2号に定める額（第10条第2号に係る職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第20条第2項において「1月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第13条第7項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第11条の2を第18条とし、第11条の次に次の6条を加える。

（通勤の実情に変更を生ずる職員）

第12条 条例第13条第4項の規則で定める職員は、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における、通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると市長が認めるものとする。

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第13条 条例第13条第4項の規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

- (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げる者

ア 条例第13条第4項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係

る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に係る住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第14条 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、条例第13条第4項第1号に規定する特別料金等相当額(第18条第4項において「特別料金等相当額」という。)の額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(給料表の適用の直前の住居に相当する住居)

第15条 条例第13条第5項の規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 条例第13条第5項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「旧最寄り駅等」という。)と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「新最寄り駅等」という。)とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に係る住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

(権衡職員等の範囲)

第16条 条例第13条第5項の任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、新たに給料表の適用を受ける職員となったもののうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異に

する公署に在勤することとなった職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等を照らして通勤が困難であると市長が認めるものとする。

第17条 条例第13条第5項の同条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

- (1) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年上越市条例第5号）第2条第2項に規定する職員派遣から職務に復帰した職員のうち、条例第13条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該事由の発生に伴い、当該事由の発生の直前の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生じる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると市長が認めるものに限る。）
- (2) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの
- (3) 職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（配偶者が職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。）
- (4) 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近

隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。）

(5) その他条例第13条第4項の規定による通勤手当を支給される 職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員

2 前項第1号及び第2号において「特定住居」とは、同項第1号に規定する事由の発生又は同項第2号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であって次に掲げるものをいう。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の職員の通勤手当の支給に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の通勤手当の支給について適用し、同日前の通勤手当の支給については、なお従前の例による。

（権衡職員等に関する経過措置）

- 3 改正後の第15条の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。